

○南空知公衆衛生組合非常勤特別職職員の
報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成 21 年 2 月 23 日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成 22 年 2 月 17 日条例第 2 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づく特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 特別職の職員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

代表 監 査 委 員 日 額 8,300 円

監 査 委 員 日 額 8,000 円

公平委員会委員長 日 額 8,300 円

公平委員会委員 日 額 8,000 円

2 前項の規定による報酬は、1 日の用務が 4 時間未満の場合、当該報酬に 100 分の 50 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（費用弁償）

第 3 条 特別職の職員が会議の出席その他公務のため旅行したときは、その旅行に対し費用弁償として別表に定める額の旅費を支給する。

2 旅費の種類及びその支給方法については、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 17 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例）

別表

区 分	車 賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)		
		区 域 外	区 域 内	区 域 外
監 査 委 員	37 円	2,600 円	3,000 円	11,800 円
公平委員会委員	37 円	2,600 円	3,000 円	9,800 円

- 備考 1 南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例別表第2の備考を準用する。
- 2 区域内とは、長沼町、由仁町、南幌町の区域をいう。
- 3 公務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、隣接区域の市町へ旅行する場合は、日当を1,300円とする。